

「いきいきユニオン」とは？

ひとりでも入れる労働組合です。

職場での不安、不満に専門のアドバイザーがお応えします。

ユニオンの共済制度が受けられます。個人的な生活相談には顧問弁護士がお応えします。

ユニオン規約の抜粋

第1章 総則

(名称と所在地)

第1条 この組合は、「連合茨城いきいきユニオン」(略称：いきいきユニオン)といい、事務所を水戸市梅香2-1-39、日本労働組合総連合会茨城県連合会(略称：連合茨城)内におく。

(目的)

第2条 いきいきユニオンは、茨城県内に働く労働者の団結と相互扶助により、組合員の労働条件の維持改善と社会的地位の向上をはかることを目的とする。

(活動)

第3条 いきいきユニオンは、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 労働条件の維持改善に関する事項。
- (2) 組合員及びその家族の福利厚生ならびにユニオン共済制度に関する事項。
- (3) 組合員の親睦、教育、文化に関する事項。
- (4) 労働組合のない事業所、未加盟労働者の組織化に関する事項。
- (5) 「連合茨城」および構成組織との連携に関する事項。
- (6) その他の目的達成に必要な事項。

第2章 組織の運営の基本

(組織構成)

第4条 いきいきユニオンは、連合茨城の活動と方針、ならびに第2条の目的に賛同する茨城県内に所在する単位労働組合(職域支部)、および個人、パート、準社員等(地域支部)をもって構成する。ただし、原則として連合茨城の構成組織を脱退した労働組合の加盟は認めない。なお、職域支部規約については、別途定める。地域支部規約については「連合茨城いきいきユニオン規約」を準用する。

(平等の原則)

第7条 何人も平等に権利と義務を持ち、人種・宗教・信条・性別・家柄又は身分によって組合員の資格を奪われることはなく、いかなる差別待遇を受けない。

第8章 財政

(経費)

第29条 いきいきユニオンの経費は、組合費、臨時組合費、事業収入および寄付金でまかなう。

(組合費)

第30条 組合費は、1ヶ月1000円(ユニオン共済費500円を含む)とする。なお、大会で必要と認められた時は臨時徴収することができる。徴収した組合費、臨時徴収金は理由の如何を問わず返却しない。

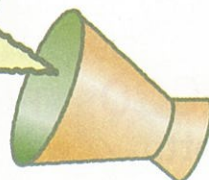


だから

いきいき
UNION!

熱意と行動の連合茨城です!

何があっても一人で
悩まない、あきらめない!
職場の仲間と力をあわせ
労働組合をつくろう!
労働組合に入ろう!



連合茨城